

国民年金を知る

4月から20歳以上の学生も当然加入に

20歳以上の学生は4月より当然加入となります

20歳以上の学生の方は、現在国民年金に任意加入となつていますが、4月からは当然加入とされ国民年金への加入が義務づけられます。

これにより、万一障害者となった場合の障害基礎年金や満額の老齢基礎年金が受けられるなど、年金の保障が確かなものとなります。

保険料免除の制度があります

学生の方は収入がほとんど無いので、本人や親に負担のかからないように、学生独自のゆるやかな免除基準が設けてあります。経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は必ず免除の手続きをしましょう。

ご加入をおすすめします
国民年金基金が4月にスタート



加入の手続きは、学生の住民票のある市町村で行うこととなりますので、必ず届出をしましょう。(印鑑を持参してください。)

の独自給付で組み立てられます。また、基金の年金、掛金の税制上の取り扱い、支給される年金は公的年金控除の対象となります。掛金についても最高月額6万8千円まで社会保険料控除の対象となります。

保険料が4月から月額9千円になります

高齢化社会が進むなか年金を受ける人や年金額が年々増加していますし、また受ける期間も長くなっています。

このため、国民年金制度の長期的安定を図るため国民年金の保険料も段階的に引き上げられることになっています。

第1号被保険者の方が納められている保険料が4月分から月額9千円(定額)、9千4

00円(附加)になります。年金額が3.1%(物価スライド率)アップします

完全自動物価スライド制により、4月(6月支払分)から3.1%年金額が引き上げられます。

※支給例

●老齢基礎年金

2年度 月56,775円

3年度 月58,500円

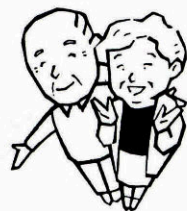
●老齢福祉年金

2年度 月29,050円

3年度 月29,933円

*問い合わせ 国民年金係

☎内線143・144



「国民健康保険証」更新のお知らせ

遠・学の保険証も更新となります

現在使用中の保険証の有効期限は3月31日までです。

3月22日以降、更新手続きを行いますので、遠・学の保険証をお持ちの人は、前もって取り寄せておいてください。

学保険証の場合は、在学証

明書か学生証の写しが必要で

更新の日程は、次回3月15日号の「広報ながと」でお知らせします。

*問い合わせ 国民健康保険係
☎内線141・142

平成3年4月から

労働時間制度が改正されます

平成3年4月から、1週間の法定労働時間が短縮されることなどを内容とする労働時間制度の改正が行われます。

【主な内容】

(1) 法定労働時間は、週44時間(一定の規模・業種に属する事業については、2年間の猶予措置があり、平成5年3月31日までの間は、週46時間)となります。

(2) 規模5人未満の商業・サービス労働基準監督署へ

☎(08372)210750

(3) 規模300人以下の事業場における年次有給休暇の最低付与日数が6日から8日に引き上げられます。

※詳しくは

萩労働基準監督署へ

☎(08372)210750

交通事故に気を付けていますか! 「運転適性検査」が有効

交通事故死亡事故を起こしたドライバーの交通違反履歴を分析すると、過去に交通事故をしたことのある人が65%を占めています。

このようなかで、ドライバー自身に安全運転のためにどうあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら

うあるべきかを見直してもら